

# 公 告

## 県営土地改良事業計画の概要の縦覧

県営（農地中間管理機構関連農地整備 大佐布瀬地区）土地改良事業計画を変更するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する第87条の3第6項により新見市長と協議をしたいので、同法第88条第18項において準用する第87条の2第8項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業の変更計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和8年4月24日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備 大佐布瀬地区）  
変更計画概要書

2 縦覧期間

令和8年4月24日から同年5月15日まで

3 縦覧の場所

新見市役所

4 意見書の提出の方法

郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、縦覧期間満了の日までの消印があるものまで受け付ける。

提出先 〒710-8530 倉敷市羽島1083

備中県民局農林水産事業部農地農村計画課